

行政書士によるマイナンバーカードの 申請サポート・代理交付業務について

障がいのある方やご高齢で外出が困難な方など、マイナンバーカードの申請・受取手続きに困っている方はいらっしゃいませんか？

会津若松市では、福島県行政書士会に委託して、行政書士がマイナンバーカードの申請サポートと代理で受領する事業を行っています。

マイナンバーカードをお持ちでない方はぜひご利用ください。

内 容	行政書士が代理で行うマイナンバーカードの申請・受取手続き (ご自宅への訪問や施設入所の場合は施設への訪問を含む)		
対 象	会津若松市民で①～⑦の事項に該当する方 ① 施設に入所している方 ② 介護認定があり在宅介護を受けている方 ③ 病気・障がいのある方 ④ 長期入院している方 ⑤ 妊婦 ⑥ 75歳以上の高齢者 ⑦ その他カードの申請・受取に支援が必要な方		
手続きの 流れ (④、⑤、⑥ の手続 を行政書士が 代行)	① 市民課に電話、オンライン、電子メール、FAX で事前申込 ② 申込書など関係書類を本人宅へ郵送 ③ 本人が申込書を市民課へ返送 ④ 行政書士が自宅や施設などを訪問し申請手続きを代行 ～約1か月後～ ⑤ 行政書士が市民課でカード受取を代行(※) ⑥ 行政書士が自宅や施設などで本人にカードをお渡し		
費用	無料		
事業主体	会津若松市市民部市民課	委託先	福島県行政書士会

※ 本人の顔写真付本人確認書類や指定の様式による顔写真証明書が必要です。詳細は市民課へお問い合わせ下さい。

行政書士が
手続きを
代行します

マイナンバーカードの申請・受取が
自宅でできます

費用は無料

【問合せ先】

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号

会津若松市役所市民課 電話 0242-39-1229